

神奈川県糖尿病協会細則（平成26年4月改訂版）

1. 賃金規定

- (1) 事務要員時給：事務長 1300 円、一般事務員 1100 円とし毎年見直す。これは通常勤務に対する時給であり、時間外に関しては別途3役で決定する。
- (2) 臨時職員時給：800 円
- (3) 事務業務委託費に関しては、3役および保険医協会と相談のうえ決定する。

2. 交通費・出張費・旅費

- (1) 交通費①（宿泊を伴わない用務）：理事会・常任理事会は同日に行い、出席者全員に交通費として3000円支給。各行事の際は事務局からお願いした理事・常任理事その他スタッフに対してのみ交通費として3000円支給。ただし支給額に関しては必要に応じ見直す。事務員の交通費に関しては別途3役で決定する。
- (2) 交通費②（宿泊を伴わない用務）：日糖協行事出席の場合、会長、副会長またはその代理のうち1名が参加することとし、当協会からは交通費を支給しない。関甲信行事の場合は出席した理事に、関甲信から交通費がでるため当協会からは支給しない。
- (3) 食事費（宿泊を伴わない用務）：事務要員、手伝い要員に食事費を実費で支給（要領収書）、ただしやむをえない場合に限る。
- (4) 旅費①（研修旅行）：幹事および事務員に対し交通費として1日3000円支給。（2日で6000円）。ただし支給額に関しては必要に応じ見直す。
- (5) 旅費②（研修旅行）：研修旅行付き添い医師・看護師に対し、旅費全額と日当を支給。日当の額に関しては予算に応じて3役で決める。
- (6) 旅費③（宿泊を伴う用務）：日糖協の宿泊を伴う行事出席の場合、会長、副会長またはその代理のうち1名が参加することとし、当協会からは交通費を支給しない。関甲信の宿泊を伴う行事に関しては、出席者に対し関甲信から旅費の支給があるためこれも当協会からは支給しない。

3. 慶弔費

顧問・会長・副会長・理事・常任理事・監事に限り、本人死亡時に弔慰金10000円と弔電。

4. 会費

平成23年度より日糖協本部に直接収めることになったため、本部の規定に従う。

5. 退職金

事務職員の退職金に関しては、3年以上勤務したものに対し、1年につき10,000円を支払う。端数は切り捨てとし、100,000円を上限とする。

この細則は昭和 61 年 5 月 24 日から施行する。

この細則は昭和 63 年 7 月 2 日から一部改正施行する。

この細則は平成 4 年 4 月 1 日から一部追加（旅費規定）施行する。

この細則は平成 21 年 4 月 1 日から一部追加（貸金規定）改正施行する。

この細則は平成 22 年 4 月 1 日から一部追加（退職金規定他）改正施行する。

この細則は平成 26 年 4 月 1 日から一部修正（交通費、旅費、賃貸料、会費他）し改正施行する。